

昭和五十年政令第二百七号

動物の愛護及び管理に関する法律施行令

内閣は、動物の保護及び管理に関する法律（昭和四十八年法律第二百五号）第七条第一項及び第七項の規定に基づき、この政令を制定する。

（第一種動物取扱業の登録を要する取扱い）

動物の愛護及び管理に関する法律（以下「法」という。）第十条第一項の政令で定める取扱いは、次に掲げるものとする。

一 動物の売買をしようとする者のあつせんを会場を設けて競りの方法により行うこと。

二 動物を譲り受けてその飼養を行うこと（当該動物を譲り渡した者が当該飼養に要する費用の全部又は一部を負担する場合に限る。）。

（動物に関する帳簿の備付け等を要する取扱い）

（動物に関する帳簿の備付け等を要する取扱いは、前条第一号に掲げるものとする。）

（特定動物）

法第二十一条の五第一項の政令で定める取扱いは、前条第一号に掲げるものとする。

（特定動物）

法第二十五条の五第一項の政令で定める動物は、別表に掲げる種（亜種を含む。）であつて、特

定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令（平成十七年政令第二百六十九号）別表第一の種名の欄に掲げる種（亜種を含む。）以外のものとする。

（国庫補助）

法第三十五条第八項の規定による国の補助は、収容施設、殺処分施設又は焼却施設の設置に要する費用の額のうち、環境大臣が定める基準に基づいて算定した額の二分の一以内の額について行うものとする。

（犬及び猫の登録等の手数料）

法第三十九条の二十五第一項の政令で定める手数料の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 法第三十九条の五第一項の登録を受けようとする者 千四百円（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第二百五十一号）第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する場合（次号及び第三号において「電子情報処理組織を使用する場合」という。）にあつては、四百円）

二 法第三十九条の五第六項の登録証明書の再交付を受けようとする者 千三百円（電子情報処理組織を使用する場合にあつては、三百円）

三 法第三十九条の六第一項の変更登録を受けようとする者 千四百円（電子情報処理組織を使用する場合にあつては、四百円）

（附 则）（昭和五十四年九月四日政令第一二三七号）抄

（施行期日）

この政令は、昭和五十五年四月一日から施行する。

（附 则）（昭和六三年九月六日政令第二二六一號）抄

（施行期日）

この政令は、昭和六十四年四月一日から施行する。

（附 则）（昭和五四年九月四日政令第一二三七号）抄

（施行期日）

この政令は、昭和六十四年四月一日から施行する。

（附 则）（平成三年一〇月二十五日政令第三三〇号）

この政令は、平成四年四月一日から施行する。

（附 则）（平成一〇年一二月二八日政令第四一六号）

この政令は、平成十一年四月一日から施行する。

（附 则）（平成一一年一月一七日政令第三七二号）抄

（施行期日）

この政令は、地方分権の推進を図るために関係法律の整備等に関する法律の施行の日（平成十一年四月一日）から施行する。

附 則（平成一二年六月七日政令第三一三号）抄

（施行期日）

（第一条）この政令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

（附 則）（平成一二年六月三〇日政令第三六八号）抄

（施行期日）

（第一条）この政令は、動物の保護及び管理に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成十二年十一月一日）から施行する。

（附 則）（平成一二年九月二九日政令第四三七号）抄

（施行期日）

（第一条）この政令は、動物の保護及び管理に関する法律の一部を改正する法律（平成十二年十二月一日）から施行する。

（附 則）（平成一二年九月二九日政令第三九〇号）

（施行期日）

（第一条）この政令は、動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成十八年六月一日。以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

（第二条）改正法による改正後の動物の愛護及び管理に関する法律（以下「新法」という。）第二十条第一項の許可を受けようとする者は、施行日前においても、同条の規定の例により、その許可の申請をすることができる。

（第二条）都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、その長とする。）は、前項の規定により許可の申請があつた場合には、施行日前においても、新法第二十六条及び第二十七条の規定の例により、その許可をすることができる。この場合において、これらの規定の例により許可を受けたときは、施行日において新法第二十六条第一項の規定により許可を受けたものとみなす。

（附 則）（平成一二四年一月一〇日政令第八号）

（施行期日）

（第一条）この政令は、平成二十四年六月一日から施行する。

（経過措置）

（第二条）この政令の施行の際現にこの政令による改正後の第一条各号に掲げる取扱いに係る動物の愛護及び管理に関する法律（以下「法」という。）第十条第一項に規定する動物取扱業（以下「追加動物取扱業」という。）を営んでいる者は、この政令の施行の日から一年間（当該期間内に法第十二条第一項の規定による登録の拒否の処分があつたときは、当該処分のあつた日までの間）は、法第十条第一項の登録を受けないでも、引き続き当該追加動物取扱業を営むことができる。

（第二条）その者がその期間内に当該追加動物取扱業について同項の登録の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について登録又は登録の拒否の処分があるまでの間も、同様とする。

（第二条）前項の規定により引き続き追加動物取扱業を営むことができる場合においては、その者を当該追加動物取扱業を営んでいる事業所の所在地を管轄する都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、その長）の法第十条第一項の登録を受けた者とみなして、法第十九条第一項（当該登録の取消しに係る部分を除く。）及び第二項、第二十三条第一項及び第三項並びに第二十四条の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。

（附 則）（平成二五年八月二日政令第二二三二号）抄

(一) かめ目		かみつきがめ科全種
科	かみつきがめ	かみつきがめ科全種
(二) とかげ目	どくとかげ科全種	どくとかげ科全種
とかげ科	ヴァラヌス・コモドエンシスイス(コモドオオトカゲ) ヴァラヌス・サルヴァドリイ(ハナブトオオトカゲ)	にしきへび科 モレリア・アメティスティヌス(アメジストニシキヘビ) モレリア・キングボルニ(オーストラリアヤブニシキヘビ) ピュトン・モルルス(インドニシキヘビ) ピュトン・レティクラトウス(アミメニシキヘビ) ピュトン・セバエ(アフリカニシキヘビ)
ボア科	ボア・コンストリクトル(ボアコンストリクター) エウネクテス・ムリヌス(オオアナconda)	なみへび科 ディスクオリドウス属(ブームスラング属)全種 ラブドフィス属(ヤマカガシ属)全種 タキユメニス属(アフリカツルヘビ属)全種 テロトルニス属(アフリカツルヘビ属)全種
コブラ科	コブラ科全種	くさりへび科全種
(三) わに目	くさりへび科全種	アリゲーター科全種
クロコダイル科	クロコダイル科全種	アリゲーター科全種
ガビアル科	ガビアル科全種	ガビアル科全種